

勧誘方針

「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘方法を次のとおり定めております。

◇ 金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 販売等に当たっては、保険法、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。
- お客様に商品内容を十分にご理解いただけるよう、知識の修得、研鑽に励むとともに、説明方法を創意工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。

◇ お客様の金融商品に関する知識、経験、財産の状況および契約の目的を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた金融商品の販売等に努めます。

- 保険販売等においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計、販売・勧誘活動を行ってまいります。
- お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況、契約の目的を十分把握したうえで、商品内容やリスク内容について適切な説明を行ってまいります。
- お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理し、お客様の権利利益の保護に配慮してまいります。

◇ お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 販売・勧誘活動に当たっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分に配慮いたします。
- お客様と直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努めてまいります。

◇ お客様のご意見等の収集に努め、現状を把握し、またお客様の満足度を高めるよう努めます。

- 万が一保険事故が発生した場合には、保険金のご請求にあたり適切な助言を行うよう努めてまいります。
- お客様のご意見、ご要望等を、商品ご提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。

令和 7 年 9 月 1 日
奈良日野自動車株式会社